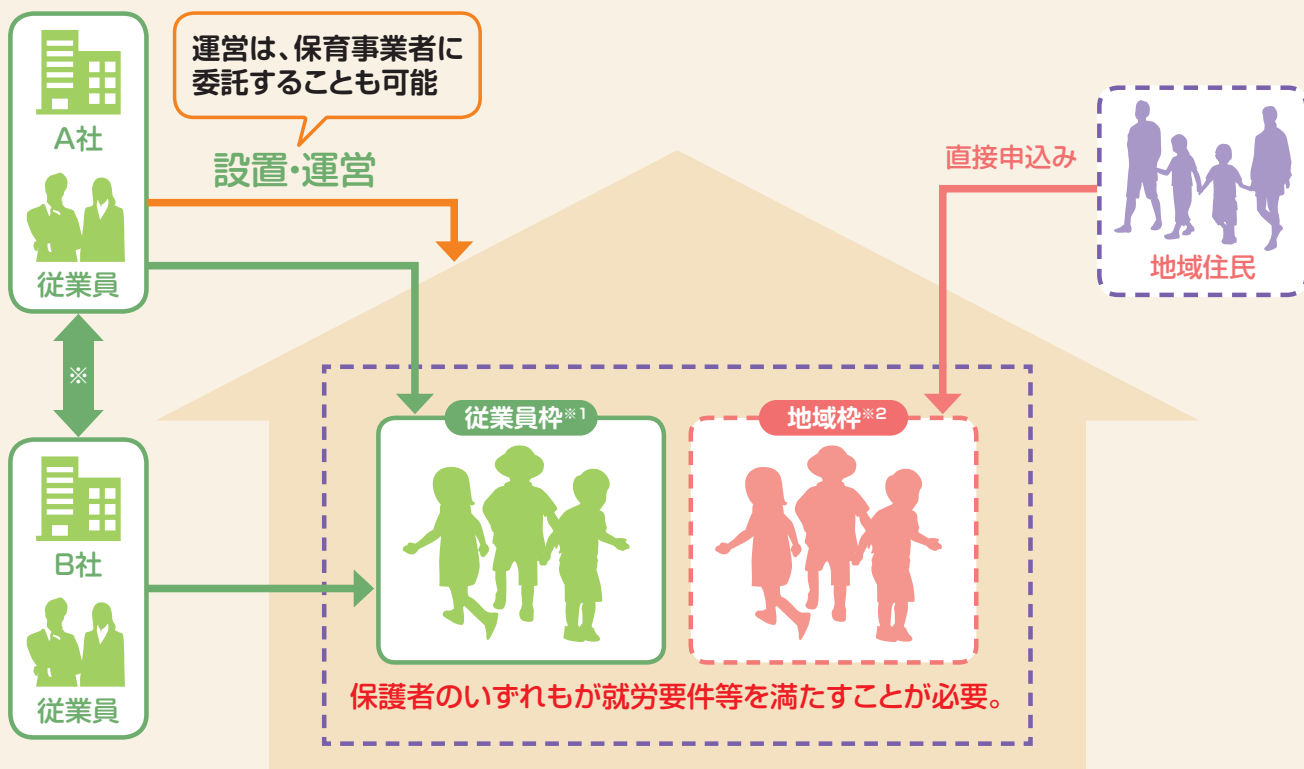


2. 施設の設置イメージ



※複数企業との利用契約も可能

※1 従業員の子どもが利用する定員の枠

※2 従業員の子ども以外の地域の枠
 ・設定は自由
 ・全定員の50%以内

単独設置型

企業が単独で施設を設置・利用するものです。

共同設置・共同利用型

1つまたは複数の企業が設置した施設を複数の企業が共同で利用するものです。

保育事業者設置型

保育事業者が設置した施設を1つまたは複数の企業が共同で利用するものです。

<留意点>

- ・ 利用契約の形式は問いませんが、利用する企業の利用定員数及び費用負担を明確にする必要があります。
- ・ 従業員枠を利用する企業は、子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)である必要があります。事業主が拠出金を負担していない場合については、地域枠の利用が可能です。